

特定口座に係る約款 新旧対照表

※下線部変更

特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
新	旧
<p>第16条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">令和元年 7月</p>	<p>第16条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 28年 1月</p>

特定口座に係る上場株式等信用取引約款	
新	旧
<p>第10条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">令和元年 7月</p>	<p>第10条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 28年 1月</p>

特定管理口座約款	
新	旧
<p>第9条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">令和元年 7月</p>	<p>第9条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 28年 1月</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

新	旧
<p>第8条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">令和元年7月</p>	<p>第8条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成28年1月</p>